

**資料 『ドイツ刑法典』翻訳補遺(3) : 2009年  
10月2日の法律による改正分まで**

著者	岡上 雅美
雑誌名	筑波法政
巻	49
ページ	101-109
発行年	2010-09-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00156161">http://hdl.handle.net/2241/00156161</a>

## 『ドイツ刑法典』翻訳補遺（3）

（2009年10月2日の法律による改正分まで）

岡上 雅美

本稿は、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ刑法典』（2006年）の補遺である。今回は、前回（筑波法政第47号（2009年）95頁以下）に続き、2009年7月29日以降の改正法を対象としたドイツ刑法典の諸改正を解説する。今回までの訳出文を加えて、2010年3月31日現在の正文となる。

従来の翻訳の方式は、基本的に同一である。（1）改正の対象となった部分のみを訳すのを原則とし、例えば、「項」・「文」であれば改正された「項」・「文」のみを訳したが、「号」については、改正されていない号を基本的には省略しつつ、意味が通じるように、改正されていない本文も訳出することとした。ただし、改正として扱われている以上は、単に項数や号数のような数字の表記が変わったにすぎない場合や、接続詞が変更されまたは除かれたように、実質的には何らの改正とはいえないような場合も訳出する。しかし、従来と異なり今回は、各改正法律の直後に、改正された条文を訳出し、各法律の改正の趣旨を明らかにするように努めた。（2）法律名の末尾に付した脚注では、重複を恐れずに、関連する刑法典の条文をすべて掲げてあるほか、削除された条文は、訳文に表現できないので、脚注の中で、その旨を記載するの

みとした。（3）条文表記は、断りのない限りすべてドイツ刑法典のものを指す。（4）各改正法律の末尾に付された「施行日」は、改正法律の施行日を必ずしも意味せず、刑法典の改正部分の施行日を指す。今回の期間内に、刑法典上の改正を含んだ法律は以下の①から⑤の5つである。

① 2009年7月29日の「刑事手続における被害者及び証人の権利を強化するための法律（Gesetz zur Stärkung der Rechte von Verletzten und Zeugen im Strafverfahren, BGBl I 2009, 2280）」<sup>1</sup> 2009年10月1日施行

被害者保護に関しては、すでに2004年9月1日にいわゆる「被害者の権利改革法（Opferrechtsreformgesetz）」があり、これは主として刑事手続における被害者の権利保護するものであった。本法は、同法に引き続き、被害者と、それと並んで証人の保護を次の3点で強化するものであり、「第2次被害者の権利改革法」と呼ばれるものである<sup>2</sup>。しかし、本改正は、一連の被害者保護立法の一環をなすものであり、全体としてどういう方向での改正なのかを大まかにまとめておくことにしよう<sup>3</sup>。

（1）刑事手続における被害者の権利の強化 公訴参加（Nebenklage）に関し

1 本法による改正の対象は、第78条b第1項第1号（改正）である。

2 法曹教育用に書かれたものではあるが、本法が、従来以上に被害者や証人に義務を負わせるものであって、「純粋な被害者保護法」ではないと指摘するものとして、*Bittman, Das 2. Opferrechtsreformgesetz, JuS 2010, S. 219 ff.*

て、それが可能な被害者の範囲が拡大され(刑事訴訟法第395条第3項)、公訴参加の権利がある被害者に、付添人としての被害者弁護人 (Opferanwalt) の任命を請求できる犯罪の範囲が拡大された(刑事訴訟法第397条 a 第1項)ということなどがある。公訴参加の領域以外でも、被害者に対する情報開示義務が拡大され(刑事訴訟法第406条 h)、手続上の被害者の権利の強化についての包括的な規定が置かれた(刑事訴訟法第397条、第406条 e、第406条 f、第406条 g)。

(2) 証人の権利の強化 危険にさらされている証人の住所の不開示(刑事訴訟法第68条)、弁護人が証人に付き添うことを権利として法律上認めたこと(刑事訴訟法第68条 b)のほか、例えば、警察での事情聴取にあたり、従来実務上認められていた証人の権利が法律上定義され(刑事訴訟法第163条第3項)、裁判所への出頭や裁判所での供述といった証人の義務が法律上定められた(刑事訴訟法第48条第1項)。

(3) 刑事手続における少年 (Jugendliche) の被害者および証人の保護 刑事訴訟法第58条 a (画像・音声の記録) 第1項、第241条 a ((旧) 16歳未満の証人の尋問) 第1項、第247条 (被告人の退任)、第255条 (調書への記載)、裁判所構成法第172条 (公判の非公開) において、手厚く保護される少年の年齢が、16歳から18歳に引き上げられた。

以上のように、この改正法は、その重点を刑事訴訟法においており、刑法典上の改

正は、被害者が成年(ドイツでは18歳)になるまで時効が停止するという点のみに関連するに過ぎない。すなわち、時効停止を法効果とする対象犯罪を、性犯罪だけでなく、身体的な虐待に関連する場合にも拡大したものである。これは、被害者が、犯罪を告発する決意をするのは、年齢故の家族への依存が終了して可能となるということから、成人年齢まで引き上げたものである<sup>4</sup>。

### 第78条 b (時効の停止) [第1項第1号を改正]

#### ① 時効は、

1 第174条から第174条 c、第176条から第179条及び第225条に定める犯罪行為、並びに、第224条及び第226条に定める犯罪行為の場合で、少なくとも1名の関与者が同一の行為により第225条に違反するとき、被害者が満18歳になるまで(第2号 略)停止する。

#### ② 2009年7月29日の「第43次刑法典改正法律——真実解明および犯罪予防への援助の場合における量刑 (Dreiundvierzigstes Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuches - Strafzumessung bei Aufklärungs- und Präventionshilfe, BGBl I 2009, 2288)<sup>5</sup>」2009年9月1日施行

今回取り上げた諸改正のうち、総則上あるいは制裁法・量刑法上、もっとも大きな意味があるのがこれである。いわゆる「王冠証人 (Kronzeuge)」とは、その由来は、

3 連邦司法部 HP 上の Gesetz zur Stärkung der Rechte von Verletzten und Zeugen im Strafverfahren (2. Opferrechtsreformgesetz) in Kraft getreten am 1. Oktober 2009の紹介による。そのほかに本法の解説として、*Bittman*, Perspektiven zum Opferschutz - Reform der Reform, ZRP 2009, S. 212 ff.; *K. Schroth*, 2. Opferrechts-reformgesetz - Das Strafverfahren auf dem Weg zum Parteienprozess?, NJW 2009, S. 2916 ff. に接したが、いずれも訴訟構造の変質を含むなどの理由から、さらなる改正の必要性を主張し、本法を全面的に肯定するものではない。

4 *Fischer*, Strafgesetzbuch und Nebengesetze, 57 Aufl., 2010, § 78b Rn. 3.

5 本法による改正の対象は、第46条 b (新規)、第145条 d 第3項および第4項 (新規)、第164条第3項 (新規)並びに第261条第10項 (削除)である。

イングランド法にあるとされるが、現在は、ドイツ語圏で用いられる概念であり、文字通りには特権を付与された証人であるが、とくに、自らも犯罪を行った者であり、その証言を通じて、自らの犯行以上に他の関与者の犯行の解明に寄与した場合に、刑の軽減ないしは刑の免除を特典として認められる者をいう。とりわけ組織犯罪とくにテロリズムの領域で、具体的事件の証明の困難さを解消する意味をもつほか、仲間への裏切りを奨励することにより組織の内部崩壊をも狙うものでもある。この点で、わが国で刑罰軽減事情として条文上の根拠を例外的にもつ自首（日本刑法43条）とは異なった側面をもつ。この王冠証人規定をめぐるのは、英米法で一般化している、一種の司法取引（手続上の合意 *Ab-sprache*）であると考えられることから、これが大陸法の訴訟理念と整合するのか、公判という公の場でなく、捜査・訴追機関と犯罪者の間でいわば秘密裏に行われるこのような取引によって、犯罪に対する「正しい刑罰」権の行使が制限されてしまうことについて、法治国家的な観点から、責任主義・刑罰論の観点から、そしてまた、起訴法定主義の原則から許容されるのか、さらには、真実の証言を得るための方法として妥当といえるのかといった、さまざまな諸問題が提起され、その立法政策としての是非が、1980年代から激しく争われてきた

<sup>6</sup>。このような原則的な疑念を背景にして、ドイツ法ではこれまで、組織犯罪対策としての必要性から王冠証人規定を置くとしても、各則（刑法典ないし特別刑法）という極限られた犯罪類型を射程としたにすぎなかった。例えば、1981年の麻薬法第31条であり、1989年のいわゆる王冠証人法<sup>7</sup>で、時限立法として（ただし、数度の延長があった）組織犯罪の領域で王冠証人規定が第129条および第129条 a に取り入れられたが、これは、期待されたほどの効果を挙げなかったという理由で、1999年12月31日をもって失効した。現在では、麻薬法第31条以外で刑法典各則に残る王冠証人規定は、マネーロンダリング罪（第261条第10項）のみである。その他にも、立法過程で否決され廃案となったものがあったり、なお復活の動きがあったりなど、王冠証人規定は、学説上も否定説が有力だとされるものの、立法論としては、その都度、亡霊のように蘇ってきたものであり、なお、つねに緊迫した議論状況にあったということができよう。

今回の立法は、いわゆる王冠証人を「真実解明と犯罪抑止のための協力者」として、特定の犯罪類型に結びつけることなく、第46条 b において、総則中にしかも一般の量刑規定の一種として王冠証人規定を位置付けたことに、従来にはなかった特徴がある<sup>8</sup>。

6 これらにつき、そして、その政治的な背景も含めて、ドイツにおける王冠証人規定の詳細については、さしあたり岡上雅美「量刑事実としての『真実解明のための協力』について（1）自首・自白者、内部告発者ないし王冠証人に対する減刑に関する実定法的小および比較法的一考察」筑波法政第38号（2005年）129頁以下を参照。さらに、これらの前史も含めて、本法を解説したものととして、*König, Wieder da: Die „große“ Kronzeugenregelung*, NJW 2009, S. 2481 ff.

7 Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuchs, der Strafprozessordnung und des Versammlungsgesetzes und zur Einführung einer Kronzeugenregelung bei terroristischen Straftaten, BGBl 1989 I, 1059.

8 そのほか、今回の立法の解説として（部分的には批判も含み）以下のものに接した。*Frank/Titz, Die Kronzeugenregelung zwischen Legalitätsprinzip und Rechtsstaatlichkeit*, ZRP 2009, S. 137 ff. (ただし、草案について); *Peglau, Die neue „Kronzeugenregelung“* (§ 46b StGB), wistra 2009, S. 409 ff.; *Malek, Die neue Kronzeugenregelung und ihre Auswirkungen auf die Praxis der Strafverteidigung*, StV 2010, S. 200 ff.; *Sahan/Berndt, Neue Kronzeugenregelung - aktive Beendigung von Korruptionssystemen durch effiziente Compliance-Strukturen alternativlos*, BB 2010, S. 647.

適用要件および法効果としては、(1) 総則規定ではあるが、すべての犯罪について王冠証人の特典を認めるのではなく、中程度から重大犯罪についてのみ認めるものであり、しかも、刑事訴訟法典第100条 a (通信傍受) 第2項に定める犯罪行為に限られる。(2) 第46条 b 第1号では過去の犯罪についての真実解明への協力が、第2号では計画中の犯罪遂行を阻止するための協力が定められており、自らの犯罪行為を超えた事実を任意に明らかにしなければならない。(3) 告発は、とくに将来の犯罪阻止の類型では、それに適した時期が要求されているが、いずれの場合にも公判開始決定前でなければ刑の減免は受けられない。(4) 法効果としては、刑の軽減(第49条第1項による。無期自由刑は10年以上の自由刑となる)および3年以下の自由刑については刑の免除であるが、いずれも任意規定であり<sup>9</sup>、裁判所は、犯罪行為の重さなど法律上例示列挙された諸事情を勘案して、刑の減免を認めるか否かを決定する。

その他に、重い刑が予想される犯罪行為者が、王冠証人規定を利用して、一か八かで捜査・訴追機関の意に沿う不実の証言をする虞に対処するため、第145条 d (犯罪行為の虚偽告発) および第164条 (虚偽告発) に新たな条項を追加して、それに対する法定刑を引き上げた。

#### 第46条 b (重大な犯罪行為の解明と抑止のための援助) 新規

① 刑の下限が引き上げられた自由刑又は無期自由刑を法定刑とする犯罪行為の行為者が、

1 自らの知るところを任意に告発する

ことにより、刑事訴訟法典第100条 a 第2項に定める行為を解明できるように寄与したとき、又は

2 行為者がその計画を知ることとなった刑事訴訟法第100条 a 第2項に定める行為を防ぐことができる適時に、自らの知るところを官庁に告発したとき

は、第49条第1項により、裁判所は刑を減輕することができるが、その場合、無期自由刑の代わりは、10年以上の自由刑とする。刑の下限が引き上げられた自由刑を法定刑とする犯罪行為へ分類するために、犯情の特に重い場合のための刑の加重のみが考慮され、軽減は考慮されない。行為者が犯罪行為に関与していた場合に、第1文第1号に定める真実解明のための行為者の寄与は、自身の行為寄与以上に及んでいなければならない。犯罪行為がもつばら有期の自由刑を法定刑とし、行為者が3年を超える自由刑を実現しなかった場合は、裁判所は、刑の軽減ではなく、刑を免除することができる。

② 第1項に定める決定の際に、裁判所は、特に

1 告発された事実の態様と範囲、及び、犯行の解明または抑止に対するその意味、告発の時点、行為者が刑事訴追機関を援助した程度、行為者の申立てが関係する犯罪行為の重さ、並びに

2 犯罪行為及び行為者の責任の重さに対する、第1号に掲げる諸事情の関係を考慮しなければならない。

③ 行為者に対する公判開始(刑事訴訟法第207条)が決定された後に初めて、行為者が自らの知るところを告発したときは、第1項に定める刑の減輕及び免除は、除外

9 規定によれば、弁護側の戦術として、罪責を争う方がよいのか、捜査・訴追に協力した方がよいのかを、公判開始決定前に決めなければならないことになるが、これが任意規定であるため、後者の戦術を選んだとしても、必ずしも被告人に有利な帰結に結びつかない場合も出てくるなど、弁護人の視点による本改正の問題点につき、Leipold, „Es soll Ihr Schaden nicht sein!“—Die neue Kronzeugenregelung, NJW-Spezial, 2009, S. 776.

される。

**第145条 d（犯罪行為の虚偽告発）** 第3項および第4項を新たに追加

③ この法律の第46条 b 又は麻薬法第31条に定める刑の軽減又は刑の免除を獲得するために

1 第1項第1号または第2項第1号に定める犯罪行為を行い、又は

2 確定的な認識にもかかわらず、第1項に掲げる官署の一に対して、第46条 b 第1項第1文第2号若しくは麻薬法第31条第1文第2号に掲げる違法行為の一の実現が切迫しているかのように装った者、又は

3 確定的な認識にもかかわらず、第2号に定める切迫した行為への関与について、これらの官署の一を欺罔しようとした者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。

④ 第3項の犯情があまり重くない事案では、刑は3年以下の自由刑または罰金とする。

**第164条（虚偽告発）** 第3項を新たに追加

③ この法律の第46条 b 又は麻薬法第31条に定める刑の軽減又は刑の免除を獲得するために、虚偽告発を行った者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。犯情があまり重くない事案では、刑は3月以上5年以下の自由刑とする。

© 2009年7月30日の「国家を危殆化する重大な暴力犯罪の予備を訴追するための法律 (Gesetz zur Verfolgung der Vorbereitung von schweren staatsgefährdenden

Gewalttaten, BGBl I 2009, 2437<sup>10</sup>)」2009年8月4日施行

本改正法律は、各則の領域でとくに重要性をもつものである。その目的は、いわゆるテロリズムの処罰をさらに前置化・早期化 (Vorfeldkriminalisierung, Vorverlagerung der Strafbarkeit) することにある<sup>11</sup>。テロリズム処罰の早期化を図ったものとしては、ドイツ刑法典では、すでに従前より、第129条 (犯罪団体の結成罪) および第129条 a (テロ団体の結成罪) が早期化立法として著名であるが、今回の立法は、3つの犯罪構成要件を新たに定立し、これらの結社罪にあたらぬ場合も一定の暴力犯罪の予備罪として処罰されることとなった。①国家を危殆化する重大な暴力犯罪の予備を処罰することとした (第89条 a。同条には、「国家を危殆化する重大な暴力犯罪」の定義規定もある)。司法省の解説によれば、第129条 a および第129条 b は、1970年代の連合赤軍 (RAF) のような、ヒエラルヒー構造で構成された結束力あるテロ団体に対処するものであったが、近時は、テロリズムの構造が変化しており、例えばイスラム系行為者は、上述のようなテロ団体に構成員として加入しているわけでもなく、そのネットワークは緩やかであり、あるいは、まったくの単独犯であることも稀ではないという。このように、とくに第129条 a では対処できない形態のテロリズムを規制することが新立法の目的である。禁止される行為態様とは、第1に、これらの暴力犯罪を遂行するための技能を伝授することおよび伝授されること、第2に、一定の武器、

10 本法による改正の対象は、第89条 a (新規)、第89条 b (新規)、第91条 (新規、条数の変更)、第92条 b 第2号 (改正)、第138条第2項 (改正)、第261条第1項第2文第5号 (改正) である。

11 連邦司法省 HP に掲載された同省の説明 (Bundestag beschließt Gesetzentwurf zu neuen Straftatbeständen im Staatsschutzstrafrecht, Berlin, 28 Mai 2009) による。なお、今回の立法に対して、憲法違反であると指摘し、刑訴法上の問題点を挙げた上で、実体的にも手続法的にも、今回の立法に反対するものとして、Radtke/Steinsiek, Terrorismusbekämpfung durch Vorfeldkriminalisierung? - Das Gesetz zur Verfolgung der Vorbereitung schwerer staatsgefährdender Gewalttaten, JR 2010, 107 ff.



材料または準備のための装置の調達、第3に、これらの武器、材料、装置を製造するためのものまたは原材料の調達、第4に、テロのための資金集め等である。②国家を危殆化する重大な暴力犯罪を遂行する目的で、テロ団体と関わり (Beziehung 「交際」 「付き合い」 の意) を始め、または維持した者を処罰する (第89条 b)。例えば、自爆テロを行うための技能の習得や情報収集をするために、テロ団体の構成員または協力者と関わるだけで、本条で処罰されることとなる。③国家を危殆化する重大な暴力犯罪の遂行を指揮する行為それ自体を処罰する。とくに立法者が規制の対象に取り込みたかったものは、政治的プロパガンダの手段として、テロリズムの領域でも非常に大きな意味をもつに至っているインターネット情報である<sup>12</sup>。そこには、爆薬の製造方法、起爆装置の組立て方、テロリスト訓練のためのキャンプ地情報などが記され、テロ行為の高度な危険があるとされている。従来法でも、例えば第111条 (犯罪行為への公然の扇動)、第130条 a (犯罪行為への指揮) が、教唆・扇動自体を処罰する規定であるが、これらでは、文書の配布が具体的な犯行に関連したこと、または、行為者が他の者に対して犯罪遂行を具体的に掻き立て、促進したことが証明されなければならないが、今回新設された第91条によれば、(インターネットにおける) 文書の配布が、他の者に犯罪遂行を促進させるような性質のものであることで足り、具体的な犯罪行為の存在ないし関連性を要件としないと説明されている。

また、これらの新たな構成要件を引用する条文も、それに応じて改正された。

### 第89条 a (国家を危殆化する重大な暴力犯

### 罪の予備) 新規

① 国家を危殆化する重大な暴力犯罪の予備を行った者は、6月以上10年以下の自由刑で罰せられる。国家を危殆化する重大な暴力犯罪とは、事情により、国家若しくは国際機関の存立若しくは安全を侵害し、又は、ドイツ連邦共和国の憲法上の諸原則を除去し、妥当性をなくし、もしくはなし崩しにするためのものであり、かつそれに適した、第211条若しくは第212条の場合における生命に対する犯罪行為、又は、第239条 a 若しくは第239条 b の場合における人身の自由に対する犯罪行為をいう。

② 行為者が、

1 銃器、若しくは、第1項に掲げる犯罪行為の一の遂行に資するその他の技能を、他の者に伝授し若しくは伝授してもらい、爆薬、起爆装置若しくは放火装置、核燃料若しくはその他の放射線物質、毒物を含む若しくは毒物を精製することのできる原料、他の者の健康を害する原料、行為を実行するために必要な特別の装置を製造し若しくは取り扱い

2 第1号に掲げる形態の武器、原料若しくは装置を製造し、自ら若しくは他の者のために調達し、保管し、若しくは、他の者に引き渡し

3 第1号に掲げる態様の武器、原料若しくは装置を製造するのに不可欠なもの若しくは原料を自らに調達し、若しくは、保管し、又は

4 その遂行のために、少なからずの財産的価値を集め、受領し若しくは自由に使用させることにより、行為者が国家を危殆化する重大な暴力犯罪の予備を行ったときに、第1項は適用されるものとする。

③ 予備が外国で行われた場合も、第1項は妥当する。ヨーロッパ連合加盟国の領域

<sup>12</sup> Justizministerium, aaO (Fn. 8) による。第11条第3項の定義規定によれば、ドイツ刑法では、「文書 (Schriften)」にインターネット上の表現物も含むことができる。

外で予備が行われたときは、予備がドイツ人若しくはドイツ国内に生活の基盤をもつ外国人により行われ、又は、国家を危殆化する重大な暴力犯罪の予備がドイツ国内で、若しくは、ドイツ人によって若しくはドイツ人に対して行われるはずだった場合にのみ、これは妥当する。

④ 第3項第2文の場合において、訴追は、連邦司法省による授權を必要とする。予備が他のヨーロッパ連合加盟国において行われたときで、国家を危殆化する重大な暴力犯罪の予備がドイツ国内でドイツ人によって行われたのでも、ドイツ人によって又はドイツ人に対して行われたのでもない場合に、連邦司法省による授權を必要とする。

⑤ 犯情があまり重くない事案で、刑は3月以上5年以下の自由刑とする。

⑥ 裁判所は、行状監督（第68条第1項）を命じることができる。第73条dが適用されるものとする。

⑦ 行為者が、国家を危殆化する重大な暴力犯罪のさらなる予備を任意に放棄し、行為者により惹起されかつ認識された、他の者がこの行為の予備をさらにに行い、若しくは、それを実行する危険を回避し若しくは著しく減少させたとき、又は、行為者が任意にこの行為が既遂に達するのを妨げたときは、裁判所は、裁量により、刑を軽減し（第49条第2項）、又は、この規定に定める処罰を免除することができる。行為者の助力がなく、上記の危険が回避され若しくは著しく減少したとき、又は、国家を危殆化する重大な暴力犯罪が既遂に達するのを防いだときは、この目的を達成しようとする行為者の任意かつ真摯な努力で足りる。

**第89条 b（国家を危殆化する重大な暴力犯罪の遂行のための関係の開始）** 新規

① 第89条 a 第2項第1号に定める国家を

危殆化する重大な暴力犯罪の遂行を伝授してもらう目的で、第129条 a また第129条 b が併せて適用されるこの条項の意味における団体と関わりを開始し又は維持した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

② 行為が、もっぱら職業上若しくは職務上の適法な義務の充足に資するときは、第1項は妥当しない。

③ 関わりを開始又は維持が外国で生じた場合にも、第1項は妥当する。ヨーロッパ連合加盟国の領域外では、ドイツ人又はドイツ国内に生活の基盤をもつ外国人によって関わりを開始又は維持が行われた場合にのみ、これは妥当する。

④ 1 第3項第2文の場合に、又は  
2 他のヨーロッパ連合加盟国の領域内で、関わりを開始若しくは維持が、ドイツ人によってではなく行われたときは、訴追は、連邦司法省による授權を必要とする。

⑤ 責任が軽微なときは、裁判所は、この規定に定める処罰を免除することができる。

**第91条（国家を危殆化する重大な暴力犯罪の遂行への指揮）** 新規、条数の変更（従来の第91条が第91条 a に変更された）

① 1 それを配布する諸事情が、他の者が国家を危殆化する重大な暴力犯罪を遂行する用意を促進し若しくは掻き立てるようなものであるときに、その内容によれば、国家を危殆化する重大な暴力犯罪（第89条 a 第1項）の指揮として役立つような文書（第11条第3項）を宣伝し、又は、他の者が目にしうるようにした者

2 国家を危殆化する重大な暴力犯罪を遂行するために、第1号に掲げる態様の文書を作成した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

② 1 行為が、国民の啓蒙、憲法違反の



企ての阻止、芸術及び学問、研究若しくは教育、その時代の若しくは歴史上の事件についての報道、若しくは、類似の目的に資するとき、又は

2 行為が、もっぱら職業上若しくは職務上の適法な義務の充足に資するとき、第1項第1号は、適用されないものとする。

③ 責任が軽微なときは、裁判所は、この規定に定める処罰を免除することができる。

#### 第92条 b (没収) 第2号を改正

この章に定める犯罪行為が行われたときは(第1号 略)

2 第80条 a、第86条、第86条 a、第89条 a から第91条に定める犯罪行為が関係するもの

は、没収することができる。(第2文 略)

#### 第138条 (計画された犯罪の不通報) 第2項を改正

② 1 第89条 a に定める犯罪行為の実行、又は

2 第129条 a、又第129条 b 第1項第1文及び第2文が併せて適用される場合の同条に定める犯罪行為の計画若しくは実行をその実行をなお回避しうる時期に、信頼しうる状況で知ったにもかかわらず、直ちに官庁に通報しなかった者は、前項と同一の刑に処する。第129条 b 第1項第3文から第5文は、第2号の場合に準用する。

#### 第261条 (資金の洗浄、不法に獲得された財産的価値の隠蔽) 第1項第2文第5号を改正

① (第1文 略) 第1文の意味における違法な行為とは、

(第1号から第4号 略)

5 第89条 a、及び、第129条及び第129条 a 第3項及び第5項、また第129条 b 第1項が併せて適用されるこれらの条項の軽罪、及び、犯罪団体又はテロ団体(第129条、第129条 a、また第129条 b 第1項と併せて適用されるこれらの条項)の構成員により行われた軽罪をいう。

#### ④ 2009年7月31日の「水域法新規制法 (Gesetz zur Neuregelung des Wasserrechts, BGBl I 2009, 2585)<sup>13</sup>」2010年3月1日施行

いわゆる水管理法 (Gesetz zur Wasserhaushalts) を含めた水域全般を連邦の統一法により体系化し、EG 指令を国内法化したことに伴う改正である<sup>14</sup>。

#### 第327条 (施設の無許可操業) 第2項第2号を改正

② (第1号 略)

2 環境耐性検査に関する法律 (Gesetz über die Umweltverträglichkeitsprüfung) の意味における水域を危険にさらす物質を運搬するための、認可を必要とする配管施設、又は

(第3号 略)

を操業させた者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

⑤ 2009年10月2日の「Einziehungsentscheidungen への相互承認の基本原則の適用に関する2006年10月6日の理事会枠組決定2006/783/JI 及び他のヨーロッパ連合加盟国において下された有罪判決を新たな刑事手続において考慮するための2008年7月24日の理事会枠組決定2008/675/JI を国内

13 本法による改正の対象は、第327条第2項第2号(改正)である。

14 Bundesrat-Drucksache 280/09による。

法に移し替えるための法律（Gesetz zur Umsetzung des Rahmenbeschlusses 2006/783/JI des Rates vom 6. Oktober 2006 über die Anwendung des Grundsatzes der gegenseitigen Anerkennung auf Einziehungsentscheidungen und des Rahmenbeschlusses 2008/675/JI des Rates vom 24. Juli 2008 zur Berücksichtigung der in anderen Mitgliedstaaten der Europäischen Union ergangenen Verurteilungen in einem neuen Strafverfahren BGBl I 2009, 3214<sup>15</sup>）」2009年10月22日施行

場所的適用範囲に関わる改正である。旧

条文では、「『この法律の場所的適用領域内で』執行猶予期間中に行った故意の犯罪行為」とあったところが、『 』の部分 が削られた。

第56条 g（刑の免除）第2項第1文を改正

② 有罪判決を受けた者が、執行猶予期間中に行った故意の犯罪行為を理由として6月以上の自由刑を言い渡されたときは、裁判所は、刑の免除を取り消すことができる。（第2文・第3文 略）

（人文社会科学研究所准教授）

---

15 本法による改正の対象は、第56条 g 第2項第1文（改正）である。